

青森県報

第二千四百五十一号

平成十七年
三月十一日
(金曜日)

目 次

告 示

軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名の変更……………	(税 務 課 …… 一
字区域の画定……………	(市 振 興 課 …… 一
公有水面埋立ての免許の出願の要領……………	(漁 港 漁 場 課 …… 五
基本測量の終了……………	(監 理 課 …… 六
都市計画事業計画の変更認可……………	(都 市 計 画 課 …… 六
公 告	
地籍調査の成果の認証……………	(農 村 整 備 課 …… 七
肥料の登録……………	(食 の 安 全 ・ 安 心 推 進 室 …… 七
宅地建物取引業者の業務の停止……………	(建 築 住 宅 課 …… 七
建設業者の許可の取消し……………	(五 所 川 原 県 土 整 備 事 務 所 …… 八
右 同……………	(十 和 田 県 土 整 備 事 務 所 …… 八

告 示

青森県告示第百六十号

次の軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名について次のとおり変更があったので、青森県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第十四条の

二第一項前段の規定により告示する。

平成十七年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	変更年月日
変更前	有限会社アブラ土谷商店	土谷 富夫	弘前市大字本町七七の三	平成 一六・八・三
変更後		土谷 勝規		

青森県告示第百六十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、むつ市長からむつ市の町の区域を次のとおり新たに画する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十七年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

川内町の区域

変 更 後	変 更 前
川内町家ノ上	大字川内字家ノ上
川内町家ノ辺	大字川内字家ノ辺
川内町石倉沢	大字川内字石倉沢
川内町板家戸	大字川内字板家戸
川内町板子塚	大字川内字板子塚
川内町一枚橋	大字川内字一枚橋
川内町大川向	大字川内字大川向
川内町隠里	大字川内字隠里
川内町片貝	大字川内字片貝

川内町釜谷	大字川内字釜谷
川内町上小倉平	大字川内字上小倉平
川内町川内	大字川内字川内
川内町川代	大字川内字川代
川内町休所	大字川内字休所
川内町銀杏平	大字川内字銀杏平
川内町銀杏木	大字川内字銀杏木
川内町熊ヶ平	大字川内字熊ヶ平
川内町高野川	大字川内字高野川
川内町高野山	大字川内字高野山
川内町獅子畑	大字川内字獅子畑
川内町楡木	大字川内字楡木
川内町下小倉平	大字川内字下小倉平
川内町新田	大字川内字新田
川内町砂浜	大字川内字砂浜
川内町曾古部山	大字川内字曾古部山
川内町大五	大字川内字大五
川内町平中	大字川内字平中
川内町立越	大字川内字立越
川内町館山下	大字川内字館山下
川内町田野沢	大字川内字田野沢
川内町田野沢山	大字川内字田野沢山
川内町戸沢	大字川内字戸沢
川内町中畑	大字川内字中畑
川内町中道	大字川内字中道
川内町仁左工門沢	大字川内字仁左工門沢
川内町八右工門沢	大字川内字八右工門沢

川内町福浦山	大字川内字福浦山
川内町堀川	大字川内字堀川
川内町褰川	大字川内字褰川
川内町前田	大字川内字前田
川内町八木沢	大字川内字八木沢
川内町湯野川	大字川内字湯野川
川内町湯野川向	大字川内字湯野川向
川内町桧川稲沢	大字桧川字稲沢
川内町桧川川代	大字桧川字川代
川内町桧川横葉	大字桧川字横葉
川内町宿野部六畑平	大字宿野部字六畑平
川内町宿野部一ノ渡平	大字宿野部字一ノ渡平
川内町宿野部上野下	大字宿野部字上野下
川内町宿野部上野松山	大字宿野部字上野松山
川内町宿野部後田	大字宿野部字後田
川内町宿野部上野平	大字宿野部字上野平
川内町宿野部川台	大字宿野部字川台
川内町宿野部源次郎沢	大字宿野部字源次郎沢
川内町宿野部榎木平	大字宿野部字榎木平
川内町宿野部下ノ畑	大字宿野部字下ノ畑
川内町宿野部	大字宿野部字宿野部
川内町宿野部高田	大字宿野部字高田
川内町宿野部狸平	大字宿野部字狸平
川内町宿野部鶴沼平	大字宿野部字鶴沼平
川内町宿野部中野平	大字宿野部字中野平
川内町宿野部目倉川	大字宿野部字目倉川
川内町蛸崎合野	大字蛸崎字合野

大畑町葉研	大字大畑字葉研
大畑町明神平	大字大畑字明神平
大畑町南町	大字大畑字南町
大畑町湊村	大字大畑字湊村
大畑町水木沢	大字大畑字水木沢
大畑町松ノ木道	大字大畑字松ノ木道
大畑町松ノ木ノ内道下	大字大畑字松ノ木ノ内道下
大畑町松ノ木ノ内土場	大字大畑字松ノ木ノ内土場
大畑町松ノ木ノ内楯ノ木川原	大字大畑字松ノ木ノ内楯ノ木川原
大畑町松ノ木ノ内観音堂	大字大畑字松ノ木ノ内観音堂
大畑町松ノ木ノ内上川原	大字大畑字松ノ木ノ内上川原
大畑町孫次郎間	大字大畑字孫次郎間
大畑町本門寺前	大字大畑字本門寺前
大畑町本町	大字大畑字本町
大畑町袋石	大字大畑字袋石
大畑町東町	大字大畑字東町
大畑町八幡湯坂	大字大畑字八幡湯坂
大畑町葉色山	大字大畑字葉色沢
大畑町葉色	大字大畑字葉色
大畑町二枚橋	大字大畑字二枚橋
大畑町二階滝	大字大畑字二階滝
大畑町奈良ノ木平	大字大畑字奈良ノ木平
大畑町長坂	大字大畑字長坂
大畑町中島	大字大畑字中島
大畑町中川原	大字大畑字中川原
大畑町筒万坂	大字大畑字筒万坂

脇野沢村の区域	変更後	変更前
脇野沢桂沢	大字脇野沢字桂沢	大字脇野沢字桂沢
脇野沢寄浪	大字脇野沢字寄浪	大字脇野沢字寄浪
大畑町湯坂下	大字大畑字湯坂下	大字大畑字湯坂下
大畑町涌館	大字大畑字涌館	大字大畑字涌館
大畑町正津川大畑道	大字正津川字大畑道	大字正津川字大畑道
大畑町大尽	大字正津川字大盡	大字正津川字大盡
大畑町大谷地	大字正津川字大谷地	大字正津川字大谷地
大畑町上下小川	大字正津川字上下小川	大字正津川字上下小川
大畑町川中島	大字正津川字川中島	大字正津川字川中島
大畑町重兵工沢	大字正津川字重兵工沢	大字正津川字重兵工沢
大畑町正津川	大字正津川字正津川	大字正津川字正津川
大畑町正津川道	大字正津川字正津川道	大字正津川字正津川道
大畑町関根橋	大字正津川字関根橋	大字正津川字関根橋
大畑町正津川戦敷	大字正津川字戦敷	大字正津川字戦敷
大畑町太平沢	大字正津川字太平沢	大字正津川字太平沢
大畑町正津川平	大字正津川字平	大字正津川字平
大畑町正津川高待	大字正津川字高待	大字正津川字高待
大畑町正津川高待下	大字正津川字高待下	大字正津川字高待下
大畑町鳥谷場	大字正津川字鳥谷場	大字正津川字鳥谷場
大畑町鳥谷場頭沢	大字正津川字鳥谷場頭沢	大字正津川字鳥谷場頭沢
大畑町正津川中道	大字正津川字中道	大字正津川字中道
大畑町谷地道	大字正津川字谷地道	大字正津川字谷地道
大畑町柳沢	大字正津川字柳沢	大字正津川字柳沢
大畑町四ツ谷	大字正津川字四ツ谷	大字正津川字四ツ谷

脇野沢九艘泊	大字脇野沢字九艘泊
脇野沢黒岩	大字脇野沢字黒岩
脇野沢源藤城	大字脇野沢字源藤城
脇野沢七引	大字脇野沢字七引
脇野沢瀬野川目	大字脇野沢字瀬野川目
脇野沢鯛島	大字脇野沢字鯛島
脇野沢滝山	大字脇野沢字滝山
脇野沢蛸田	大字脇野沢字蛸田
脇野沢辰内	大字脇野沢字辰内
脇野沢田ノ頭	大字脇野沢字田ノ頭
脇野沢新井田	大字脇野沢字新井田
脇野沢本村	大字脇野沢字本村
脇野沢渡向	大字脇野沢字渡向
脇野沢赤坂	大字小沢字赤坂
脇野沢稲平	大字小沢字稲平
脇野沢口広	大字小沢字口広
脇野沢小サ沢	大字小沢字小サ沢
脇野沢小沢	大字小沢字小沢
脇野沢鹿間平	大字小沢字鹿間平
脇野沢二又	大字小沢字二又

青森県告示第百六十二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）（第二条第一項の規定により、平成十七年三月四日公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、脇野沢村役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 出願人の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

下北郡脇野沢村大字脇野沢字黒岩二九 番から八番二に至る地先公有水面

2 区域

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）（第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示（平成十四年告示第九号）で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各点のうち、の地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及び の地点と の地点とを結んだ線により囲まれた区域

の地点 X座標 プラス二二六一 八・五八四メートル

の地点 Y座標 マイナス二二六七・五三 メートル

の地点 X座標 プラス二二六一三 四六九メートル

の地点 Y座標 マイナス二二六五・三八八メートル

の地点 X座標 プラス二二六一四 六七メートル

の地点 Y座標 マイナス二二六二・三四九メートル

の地点 X座標 プラス二二六一五 二三五メートル

の地点 Y座標 マイナス二二五八・六 二メートル

の地点 X座標 プラス二二六一六七・六一 メートル

の地点 Y座標 マイナス二二四八・五 二メートル

の地点 X座標 プラス二二六一五二・三九七メートル

の地点 Y座標 マイナス二二二七・四一 メートル

の地点 X座標 プラス二二六一二八 七 メートル

の地点 Y座標 マイナス二二四四・九七五メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

下北郡脇野沢村大字脇野沢字黒岩二九 番から八番二に至る地先公有水面

2 区域

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第一項第一号の規定による
国土交通省告示（平成十四年告示第九号）で定められた平面直角座標第十系を用
いて得た次の各点のうち、の地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及
び の地点と の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- の地点 X座標 プラス二二六 八九・三六一メートル
Y座標 マイナス二二九・三三三メートル
- の地点 X座標 プラス二二六 三九・九八四メートル
Y座標 マイナス二二六・九六五メートル
- の地点 X座標 プラス二二六 四四・九七メートル
Y座標 マイナス二二三・一六三メートル
- の地点 X座標 プラス二二六 六八・七七メートル
Y座標 マイナス二二二・三五八メートル
- 面積 三、二三四・五 平方メートル
- 位置 下北郡脇野沢村大字脇野沢字黒岩二九 番から八番二に至る地先公有水面
- 区域 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第一項第一号の規定による
国土交通省告示（平成十四年告示第九号）で定められた平面直角座標第十系を用
いて得た次の各点のうち、の地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及
び の地点と の地点とを結んだ線により囲まれた区域
- の地点 X座標 プラス二二六 一七五・四三九メートル
Y座標 マイナス二二五・九三三メートル
- の地点 X座標 プラス二二六 一四九・四七一メートル
Y座標 マイナス二二三・三六六メートル
- の地点 X座標 プラス二二六 一九八メートル
Y座標 マイナス二二三・七九五メートル
- の地点 X座標 プラス二二六 九・五一九メートル
Y座標 マイナス二二四・三九四メートル
- の地点 X座標 プラス二二六 三七・一 メートル
Y座標 マイナス二二三・九四三メートル
- の地点 X座標 プラス二二六 七六・三八八メートル
Y座標 マイナス二二七・三七八メートル
- の地点 X座標 プラス二二六 一一・九七 メートル
Y座標 マイナス二二七・一五一メートル

の地点 X座標 プラス二二六一三九・一七四メートル
Y座標 マイナス二二七七・八一 メートル

3 面積

六、八三二・三六平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

青森県告示第百六十三号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、測量法
（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成十七年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量（国土調査に伴う基準点測量及び精密水準測量）

二 作業期間

平成十六年八月五日から平成十七年二月二十七日まで

三 作業地域

青森市（国土調査に伴う基準点測量）

八戸市（国土調査に伴う基準点測量及び精密水準測量）

青森県告示第百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、大畑都市
計画下水道事業の事業計画の変更を平成十七年三月四日認可したので、同条第二項に
おいて準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十七年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

大畑町

二 都市計画事業の種類

大畑都市計画下水道事業(大畑町公共下水道)

三 事業施行期間

平成十一年七月十四日から平成二十六年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

都市計画事業計画の認可(平成十一年七月十四日青森県告示第五百六号)の事業地に下北郡大畑町大字大畑字松ノ木及び字松ノ木ノ内楯ノ木川原地内において事業地を変更する。

2 使用の部分

都市計画事業計画の認可(平成十一年七月十四日青森県告示第五百六号)の事業地に下北郡大畑町大字大畑字観音堂、字松ノ木道、字松ノ木ノ内観音堂、字下川原、字兔沢、字戦敷及び字水木沢を加え、大字大畑字松ノ木ノ内道下、字松ノ木、字松ノ木ノ内土場、字大畑村、字南町、字庚申堂、字筒万坂、字本町及び字上野地内において事業地を変更する。

公 告

地籍調査の成果の認証

八戸市及びむつ市が行った次の地域に係る地籍調査の成果について、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成十七年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

八戸市	市町村名	大 字 名	小 字 名
湊町			下大久保道 中沢巻目 下沢巻目 中巻目

むつ市	中央二丁目的一部 中央二丁目の一部 田名部	高田の一部
-----	-----------------------------	-------

肥料の登録

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第四条第一項の規定により平成十七年三月四日次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成十七年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号 青森県第三三三八号	肥料の種類 肉骨粉	肥料の名称 チキンミール	保証成分量 (パーセント) 窒素全量一〇・四 りん酸全量七・一	その他の規格 公定規格のとおり	生産業者の氏名又は名称及び住所 第一プロイラー株式会社 八戸市卸センター一丁目の八
-------------------	--------------	-----------------	--	--------------------	---

宅地建物取引業者の業務の停止

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十五条第二項の規定により、次のとおり宅地建物取引業者に対して業務の停止を命じたので、同法第七十条第一項の規定により公告する。

平成十七年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称

有限会社南部開発

二 代表者の氏名

飯原正勝

三 主たる事務所の所在地

八戸市江陽五丁目一五の一〇

四 免許証番号

青森県知事(三)第二六〇七号

五 業務停止の期間

平成十七年三月十一日から同年八月十日まで

六 停止業務の範囲
業務の全部

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 泉谷建設

二 氏名 泉谷 則昭

三 主たる営業所の所在地 北津軽郡金木町大字川倉字宇田野一四一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第一一一二一三号

五 取消年月日 平成十七年一月十九日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、建築、とび・土工、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年十二月二十三日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 橋場工務店

二 氏名 橋場 金次郎

三 主たる営業所の所在地 十和田市東五番町二の三

四 許可番号 青森県知事許可（般 一一）第二二七六号

五 取消年月日 平成十七年二月二十一日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、建築、とび・土工、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭